

川崎市告示第585号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎
市中心部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの指定管理者を次のとおり指定
しましたので、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和4
6年川崎市条例第10号）第32条第3項の規定により告示します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市中心部リハビリテーションセンター中部日中活動センター 川崎市中心部区井田3丁目16番1号
指定管理者	（所在地）川崎市高津区久地3丁目13番1号 （名 称）社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 （代表者名）理事長 佐川 道夫
指定期間	令和8（2026）年4月1日から 令和13（2031）年3月31日まで